

業務指示書

コートジボワール国アビジャン立体交差建設事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年6月28日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 相川 真道 Aikawa.Masamichi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年7月3日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(O) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(O) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ1分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：運輸交通に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／都市交通計画又は道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：都市交通計画又は道路計画に係る業務

2) 対象国又は同類似地域：アフリカでの業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路計画又は都市交通計画（ただし、1)と異なる分野であること】

1) 類似業務の経験：道路計画又は都市交通計画に係る業務

2) 対象国又は同類似地域：アフリカでの業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 構造物・橋梁設計（上部工）（景観含む）】

- 1) 類似業務の経験：構造物・橋梁設計（上部工）（景観含む）に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年7月14日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

現地での通訳経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF1 = 0.186270 円 , US\$1 = 111.326 円 , EUR1 = 124.403 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
() 海外在住・出張等で当JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／都市交通計画又は道路計画
道路計画又は都市交通計画（ただし、1) と異なる分野であるこ
構造物・橋梁設計（上部工）（景観含む）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

18.25 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の3点について、加点・減点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 重大な不正行為に対する減点

重大な不正行為を繰り返した者に対しては、措置期間満了後においても一定期間減点評価を行います。具体的な取扱いは、同上ガイドラインの別添資料8「重大な不正行為を繰り返した者に対する減点評価の導入」を参照ください。

(3) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年7月21日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》》調達ガイドライン コンサルタント等の調達》》コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人認証調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

(○) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
コートジボワール国アビジャン立体交差建設事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／都市交通計画又は道路計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路計画又は都市交通計画（ただし、1）と異なる分野で	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 構造物・橋梁設計（上部工）（景観含む）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

コートジボワールは、西アフリカの主に仏語圏諸国8カ国が加盟する西アフリカ経済通貨同盟（以下、「UEMOA」という。）¹において最大の経済規模を有し、約3億人規模の市場を有する西アフリカ諸国経済共同体（以下、「ECOWAS」という。）でもナイジェリアに次ぐ第二の経済規模を有するなど、西アフリカの経済発展と安定に主導的な役割を担っている。

当国の経済の中心である大アビジャン圏は、UEMOAの経済活動のハブであり、同域内最大のバルク貨物取扱い規模を誇るアビジャン港を擁している。幹線道路・鉄道・港湾・空港などは、地域全体の運輸交通の要衝であり、ブルキナファソ、マリ、ニジェールなどの内陸諸国に向けた国際回廊の起点としての重要な役割も担っている。また、大アビジャン圏は「象牙の奇跡」と呼ばれた1970年代の経済成長期以降、地域全体を支える経済の中心となり、地方部や周辺国からの人口が大量に流入し、大都市圏を形成した。1990年代半ば以降、約15年にわたる政治的混乱と内戦による国家分断を経験したが、危機が終息した2012年以降は急速な経済復興により、再び年率8-9%の成長を続けるに至っており、今後も平均7.5%（2017年～2021年）の成長が見込まれている。

当国内の道路インフラは、1970年以降、旺盛な直接投資を背景に公共投資が進んだが、その後の混乱・内戦により、新規の道路建設や維持管理は停滞した。その間にも進んだ急速な都市化や危機後の高度経済成長の中、大アビジャン圏全体で交通量がその容量を上回り、随所で慢性的に渋滞が発生している。このため、当国の「国家開発計画（2016年～2020年）」では、持続的な都市開発のための交通整備、質の高いインフラ整備が重点課題の一つに位置付けられている。

かかる背景の下、JICAは、2013年～2015年に開発計画調査型技術協力「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト」を実施した。同協力を通じて作成支援した「大アビジャン圏都市整備計画」は、当国の大アビジャン圏都市開発にかかる基本計画として位置付けられている。同計画では、計118件の事業を提案し、そのうち51件を優先事業に位置付けている。当国政府は、上記51件の事業のうち、アビジャン中心部とアビジャン市民の居住地リビエラ地区を結ぶ道路として混雑の激しいミッテラン通り上の交差点の改良を、緊急に進めるべき事業に位置付けている。

以上を踏まえ、JICAとコートジボワール政府は、大アビジャン圏を横断するミッテラン通り上の交差点を立体交差化する「アビジャン3交差点建設事業」（以下、「本事業」という。）がアビジャン市内の交通改善に必要不可欠な事業との共通認識に達し、2017年4月7日に協力準備調査の内容を協議議事録に取りまとめ、合意した。

本業務は、上記の経緯を踏まえ、当該事業の目的、概要、概略事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等我が国が有償資金協力として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

¹ UEMOAの加盟国は、コートジボワール以外には、ブルキナファソ、ベナン、ニジェール、セネガル、トーゴ、ギニアビサウ、マリの8カ国。

2. 事業の概要

(1) 事業名

アビジャン3交差点建設事業(Project for Construction of Three Intersections in Abidjan)

(2) 事業目的

本事業は、大アビジャン圏を横断するミッテラン通り上に位置する交差点を立体化することにより、都市部ーアビジャン東部郊外間の交通改善を通じて大アビジャン圏の都市交通容量を増強するものであり、もってサヘル地域の内陸国及びギニア湾岸国に繋がる地域回廊のアクセスの改善に寄与するもの。

(3) 事業概要

ミッテラン通り交差点にかかる高架橋／アンダーパス、側道の建設・整備。現時点で想定されている交差点は以下の通り。

1) 警察学校前交差点

6車線（片側3車線）、約270mの高架橋の建設、側道整備

2) オルカ前交差点

6車線（片側3車線）、約300～500mの高架橋の建設、側道整備

3) パルメリー交差点

6車線（片側3車線）、約200～300mのアンダーパスの建設、側道整備

4) コンサルティング・サービス

詳細設計、入札補助、施工監理等（ショート・リスト方式）

また、上記緊急的に対応が必要な3交差点に加え、同一道路上に位置するジェニー2000交差点及びアバタ交差点についても、事業効果を更に高める事業として当国政府より要請があったことから、本調査業務では、右2交差点を含む5交差点を調査対象とし、後述の「6.（10）計画策定の実施判断」までに、各交差点の支援の妥当性を判断する。

(4) 対象地域

大アビジャン圏

(5) 関係官庁・機関

経済インフラ省

道路管理公社(Agence de Gestion des Routes(以下、「AGEROUTE」という。))

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ・西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスター・プラン策定プロジェクト
(開発調査型技術協力：2014年～2017年)
- ・大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト
(開発調査型技術協力：2013年～2015年)
- ・日本・コートジボワール友好交差点改善計画
(無償資金協力：2015年)

3. 業務の目的

2017年4月3～7日のコートジボワール政府との協議結果を踏まえ、本事業について、事業背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、最適な事業スコープ、実施（調達・施工）方法、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮、本邦技術活用条件（以下「STEP」という。）の適用可能性等、我が国の有償資金協力として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、JICA がコートジボワール側へ通知した調査実施にかかるレターに基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で隨時十分 JICA と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、コートジボワール側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

- 1) 調達・施工方法
- 2) 事業費
- 3) 事業実施機関の実施能力
- 4) 操業・運営／維持・管理体制
- 5) 運用・効果指標
- 6) 環境社会配慮

(3) 調査の工程

調査対象道路に存在する 3 つの交差点の改良を、立体化を念頭に置いて検討する。その際、自然条件、調査対象道路の現況、調達事情、交通調査等を確認し、検討結果を踏まえ、交差点改良に係る複数の選択肢を作成した上で、優先案件を選定する。（鋼橋、PC 橋、アンダーパスが混在した場合の事業効果も要検証）

なお、緊急的に対応が必要な 3 交差点（警察学校前交差点、オルカ前交差点、

パルメリー交差点)に加え、同一道路上に位置するジェニー2000 交差点及びアバタ交差点の改良についても、事業効果を更に高める事業として当国政府より要請があったことから、本調査業務では、右2交差点を含む5交差点を調査対象とし、後述の「6.(10) 計画策定の実施判断」までに、各交差点の支援の妥当性を判断する。その結果、支援が妥当と判断された交差点につき、それ以降の調査を継続することとする。

(4) 設計基準及び規格

当国政府からは、日本技術を活用する部分について日本の設計基準・規格を適用することに対し理解が示されている一方、日本技術が適用されない部分、かつ、現地調達可能な資機材については現地の設計基準・規格を活用したい意向が示されている。

これを踏まえ、コートジボワールにおける各種設計基準・規格（ユーロコード等）と日本の設計基準・規格との整合性確認及び設計基準・規格に関する本邦企業へのヒアリングを実施した上で、本事業で適用する基準について当国政府と協議し、合意する。また、現地調達可能な資機材の品質についても調査をする。

(5) 本邦インフラ輸出及びSTEP適用可能性の検討

本事業は、交通量が多く沿道開発の進んだ路線における交差点立体化事業であることから、急速施工による鋼構造の高架橋建設について本邦技術の活用が見込まれる。また、コートジボワールは国際連合及び世界銀行の所得階層別分類で低所得国に位置付けられることから、STEPの適用が可能であり、本業務を通じて、本事業における本邦技術の必要性、本邦技術活用の可能性（施工上の制約による適用性、社会的損失の低減、事業費又はライフサイクルコストの低減、工期の短縮などによる優位性）を検討し、その過程において実施機関と十分な協議及び合意をする。本邦技術として鋼橋の導入を検討することになることから、コートジボワールにおける既存の鋼橋の騒音等の問題を整理し、右問題への対策等を検討する。

併せて、仏語圏アフリカにおける本邦企業の活動展開や参画への関心の有無等を十分に情報収集・分析し、本邦技術適用に係る、需要面及び供給面の双方から、STEP案件としての妥当性を検証する。

(6) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境配慮ガイドライン」(2010年4月公布)（以下、「JICA環境ガイドライン」という。）に基づき、カテゴリー分類がBとなることが予想されるが、コートジボワールにおける環境影響評価（EIA）作成の要否及び事業対象地の住民移転・用地取得の要否を確認する。上記検討結果を踏まえ、EIAや住民移転・用地取得計画（RAP）の作成が必要である場合には、本調査を通じて、作成支援を行う。

また、調査の初期の段階で、用地取得・非自発的住民移転の規模について把握し、JICAに報告すること。大規模住民移転が想定されることが調査中に判明した際は、適宜JICAと契約変更を行う。

(7) 本事業に関するF/S

2016年8月に当国政府による対象交差点のF/Sが実施されている。ただし、立体交差化にかかる具体的な工法の適切性や、必要車線数の検証、側道整備の規模等について情報が不十分なため、本F/Sを参考にしつつ、本業務にて改めて調査を行う。

(8) 事業概要の对外説明に係る資料作成支援等

本業務を通じて提案される円借款案件について、JICAが日本政府や環境社会配慮助言委員会、本邦企業等に審議・説明を行う必要がある場合には、その資料作成や質疑対応等の業務支援を依頼することがある。

(9) 協力準備調査における計画策定に係る実施判断

後述の「6. (10) 計画策定の実施判断」に記載のとおり、JICAは、インテリムレポート説明に係る現地調査での先方実施機関との協議結果及び本邦企業へのヒアリング結果を踏まえ、本事業の計画策定の実施継続の妥当性及び支援対象交差点を検討する。計画策定の実施継続が妥当と判断された際には、その検討結果に基づき、それ以降の調査を継続する。

(10) 詳細設計調査に係る継続契約

本事業の供与方針がSTEP条件で決定された場合（本体円借款事業の実施妥当性が確認でき、相手国政府がSTEP条件で本体円借款事業を要請し、日本政府による供与方針が決定された場合）は、詳細設計調査に係る継続契約を行う。いずれかの要件が充足されない場合は、詳細設計調査に係る契約は行わない。

詳細設計調査の詳細を確定することはできないが、対象範囲の概要を想定した上で、プロポーザル作成時点で想定される業務従事者、業務内容、作業計画及び要員計画等をプロポーザルに明記する。

なお、協力準備調査の実施の際、先方実施機関及びJICAを含む三者との間で、詳細設計及び入札図書作成に関する法的合意文書を締結し、その記載内容を順守する必要がある。（注 2017年4月下旬以降、法的合意文書を改訂し、署名者を先方実施機関とJICAの二者とする等の制度変更を予定していたが、本案件については、旧制度が適用されるところ、ご留意ありたい。）

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) 本邦企業へのヒアリング

設計基準及び規格につき、各設計基準及び規格が本事業に適用された場合に本邦企業が対応可能かどうかを調査するため、本邦企業に対するヒアリングを行う。

(2) インセプション・レポートの作成

- 1) 関連資料の解析・検討を行い、本事業の全体像を把握し、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 本邦企業へのヒアリング結果を踏まえ、本事業への適用が妥当と考えられる設計基準及び規格について整理する。

3) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問表を作成する。

(3) インセプション・レポートの説明・協議

1) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国の有償資金協力制度、双方の役割分担、留意事項等を、相手国政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(4) 事業の背景、目的、内容の確認

- 1) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 2) コートジボワールの開発政策、道路セクターの開発計画等の上位計画における本事業の位置付け及び整合性について確認する。
- 3) JICA が技術協力を通じて策定した、本事業と関連の深いマスター・プラン (M/P) における、本事業の位置付け及び整合性について再確認する。
- 4) 道路セクターにおける他ドナーによる援助実績・動向及び自己資金による事業実施に係る最新状況を確認するとともに、本事業との関連性や重複の有無を確認する。特に、アフリカ開発銀行（以下、「AfDB」という。）は、大アビジャン圏の都市交通の改善を目的に、ヨプゴン地区とプラトー地区を結ぶ橋梁建設、環状道路の整備、高速道路拡幅工事などの複数のインフラ整備事業を含む、「アビジャン都市整備プロジェクト」の支援を決定している。については、AfDB の事業のスケジュールの本事業への影響等について確認し、コートジボワール政府及び AfDB と必要な調整を行う。

(5) 自然条件・現場状況調査

- 1) 本事業が対象とする3交差点の渋滞状況及び周辺道路の整備状況（含む歩行者利用状況）につき確認する。
- 2) 周辺地域の経済社会状況（裨益人口、主な産業、物流状況等）につき確認する。
- 3) 本事業の供与方針決定後に継続契約される詳細設計調査に必要な情報を得るため、以下に示す調査を行う（本業務については現地再委託可）。

①気象調査

②地形調査

対象：交差点内とその影響範囲

- ・道路縦断測量
- ・道路横断測量
- ・平板測量

③地質調査、地盤調査

対象：交差点内とその影響範囲

- ・ボーリング調査（各サイト 10~20 本×20m 程度を想定）
- ・標準貫入試験（1m 毎）
- ・土質試験一式

④CBR 試験

対象：交差点内とその影響範囲

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、

上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

⑤埋設物調査

(6) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコン等）

- 1) 労務状況、労務関連法規を確認し、適宜施工計画に反映する。
- 2) 現地サブコントラクターの施工能力・技術力・要員・建設機械の保有状況を確認する。
- 3) 資材／建設機械の調達先（現地調達・第三国調達・本邦調達）、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費等について調査する。
- 4) 一者応札の可否について調査する。
- 5) 資機材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き、輸送梱包費等について調査する。
- 6) 本事業対象区間の近傍で入手可能な建設資材（鉄筋、セメント、碎石等）についての品質確認（必要に応じて材料試験を実施）及び価格調査も実施する。調査及び試験の結果、建設資材調達にリスクがあることが判明した場合、そのリスクを報告書に記載すると共に、実施段階での再調査を提案するものとする。

(7) 交通調査、交通流特性の把握、将来交通量推計

高架橋の配置案検討、車線数検討、設計、運用効果指標設定等に必要な交通調査を行い、交通流特性の把握、完工後の将来交通量推定、設計交通量の設定等を実施する。（本業務については、現地再委託にて実施することを認める。）

- 1) 交通量観測（24時間7日間連続、8地点程度）

- 2) 路側OD調査（12時間、6地点程度）

具体的な交通調査の細目については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。

- 3) 交通需要に影響を与える以下の項目について調査する。

①対象地域の開発計画

②対象地域の社会経済指標

③対象道路の将来交通量（開発交通量、誘発交通量及び転換交通量を勘案）を予測する。その際、「大アビジャン圏都市整備計画」に用いられた将来交通量との整合性について確認・分析する。同計画における交通需要予測に関するデータはJICAから提供する。

(8) 高架橋又はアンダーパスのスコープ決定に係る選択肢の作成・評価

上記検討結果を踏まえ、高架橋又はアンダーパスの車線数、構造、工法等の事業スコープ決定に必要な項目に関し、複数の選択肢を作成した上で、優先案を選定する。選択肢の評価ポイントには、都市圏全体の道路ネットワーク、交通容量、渋滞緩和への寄与、交通安全、歩行者・自転車等への配慮、概算事業費、工期、工期中の社会的損失、用地取得、環境社会配慮（含む住民移転、美観・景観等）、他事業との調整、近隣商業施設、維持管理、電力事情及び信号機の運用状況、その他社会経済上の影響の観点を含めることとする。また、評価ポイントには施工中の影響を含むものとする。

併せて、自然環境条件、交通安全、現地建設事情、施工後の維持管理、幹線道路の規格等についての対応（設計）方針を整理、コートジボワール政府の最新の技術基準や先進諸国の技術基準を確認した上で、道路及び交差点（設計速度、設計荷重、路肩幅員等）設計基準を設定する。

以上をインテリムレポート案として纏め、JICAに対し説明する。

(9) 選択肢検討に係る先方実施機関との協議

選択肢比較及び設計方針等につき纏めたインテリムレポートを実施機関に対し説明し、同意を取り付ける。

(10) 計画策定の実施判断

インテリムレポート説明に係る現地調査から帰国後、10日以内を目途に、選択肢検討に係る先方実施機関との協議結果及び本邦企業へのヒアリング結果をJICAに報告し、本事業内容の計画策定の実施継続の妥当性及び支援対象交差点につき、検討する。

(11) 本事業内容の計画策定

本事業内容の計画策定の実施が妥当であると判断された場合、インテリムレポート説明に係る現地調査から帰国後、30日以内を目途に、設計・積算方針会議を開催し、事業コンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

協議結果を踏まえ、本事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

1) 概略設計

上記(4)にて計画した内容について、最低限以下の項目を含む概略設計を実施する。可能な範囲で、本概略設計による設計図面が、実施機関であるAGEROUTEの工事入札にかかる設計図面に活用できるよう配慮する。

- ①高架橋・アンダーパスの平面、縦断、横断設計（側道、交差点を含む）
- ②CBR試験結果等に基づく舗装設計（設計にあたっては、「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方にに関する調査（プロジェクト研究）報告書」の別冊「協力準備調査における道路舗装設計ハンドブック（案）」を参照すること。）
- ③道路付帯設備設計（道路排水、標識、照明等を含む）
- ④交通制御機器（信号機等）設計

2) 概略設計図（路線図、平面図、縦断図、横断図、舗装構造図、構造物計画図、機器・標識等配置図等）

3) 施工方法

概略設計された施設について施工方法を検討する。施工方法には以下の内容を含めることとする。なお、雨期を考慮するとともに、施工実施に必要な各種手続き（工事許可、交通規制等）及び具体的な工程等を確認し、必要に応じて、先方実施機関による手続きの実施をフォローする。

- ①施工方針
- ②施工上の留意点

- ③施工区分（先方負担工事との区分）
- ④施工監理計画
- ⑤品質管理計画
- ⑥資機材等調達計画
- ⑦実施行程
- ⑧資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ⑨施工期間中の一般車両・歩行者の通行を確保した施工・仮設計画、一般交通の切り回し計画
- ⑩特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無

（12）事業実施体制

コートジボワールで実施されている当該類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業実施体制の確認（PMU：Project Management Unit の設立等）
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 実施機関の財政・予算状況
- 4) 実施機関の技術水準
- 5) 実施機関の当該類似事業実施の経験

（13）維持・管理体制

本事業実施により交差点が開通した後の維持・管理体制のあり方について、検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。また、道路の運営・維持管理を行う AGEROUTE は、コンクリートの立体交差点の維持管理経験は有するものの、鋼構造の維持管理については経験がないため、点検マニュアルの作成や維持管理にかかる OJT の実施等のコンサルティングサービスの要否についても確認する。

- 1) 維持・管理体制の確認
- 2) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 維持・管理機関の技術水準
- 5) 維持・管理機関の実績

（14）環境社会配慮調査

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- 1) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民

移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

①環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等²

②JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法

③関係機関の役割

3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

4) 影響の予測

5) 影響の評価及び代替案（「事業を実施しない」案を含む）の比較検討

6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討

7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成

8) 予算、財源、実施体制の明確化

9) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者³、協議方法・内容等の検討）

また、JICA 環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には、簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む⁴）・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件

² JICA 環境ガイドライン上、環境カテゴリーが B、C もしくは F1 であり、相手国法により EIA の承認が義務付けられている事業について、JICA が事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働きかける。

³ 女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

⁴ 経済的移転とは、用地取得に伴い生計手段の 10%以上を失う場合をいう。

- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
 - 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
 - 12) 社会的弱者⁵や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

（15）事業の概略事業費

事業の概略事業費については、以下に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料とする。このうち、下線部についてはその算出方法等をJICAから指示することがある。

- ①本体事業費（支障物件移設費を含む）
- ②本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ③本体事業費に関する予備費
- ④建中金利
- ⑤フロントエンドフィー
- ⑥コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- ⑦紛争裁定委員会費
- ⑧その他1（融資非適格項目）
 - ・用地補償等
 - ・関税・税金
 - ・事業実施者の一般管理費
 - ・他機関建中金利
- ⑨その他2
 - ・完成後の委託保守費

⁵ 女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

- ・初期運転資金
- ・移転地整備にかかる費用
- ・研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ・当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

2) 事業費の算出様式

事業費については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各予算年度へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参考して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

（16）調達方法・施工方法

本事業を実施するための調達及び施工のパッケージ分けを検討する。また、パッケージごとに、調達方法（国際競争入札、国内競争入札等）及び施工方法（設計施工分離型又は一体型等）を検討し、標準入札書類を作成する。

（17）コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・入札補助、施工監理、ソフトコンポーネント等）の内容（TOR 案）とその規模（M/M）について、計画する。

（18）事業実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICA の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIA の作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

（19）工事施工上のリスク及び安全対策

工事施工に際してのリスク及び安全対策を記載する。また、リスク管理シートを作成する。

（20）本事業の実施に当たっての留意事項

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、本事業実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、報告書とは別に JICA に提出

する。

- 1) コートジボワールにおける当該類似業務の調達事情
 - ①一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
 - ②現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
 - ③現地施工業者の一般事情
- 2) 入札手法、契約条件の設定
契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- 3) コンサルタントの選定方法
International Consultants の採否 等
- 4) 施工業者の選定方針
 - ①PQ : Pre-Qualification 条件の設定
 - ②LCB : Local Competitive Bid の採否
 - ③入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等
- 5) 上記のほか、事業の実施に際して社会開発促進の観点から配慮すべきと考えられる内容（気候変動対策、ジェンダー、エイズ等感染症対策、参加型開発等）について検討し、提言を行う。

（2 1）相手国側負担事項の確認

以下の想定されるコートジボワール側の負担事項を確認すると共に、以下の項目以外の先方負担事項がないか確認し、必要事項全ての実施手続き、スケジュール、責任機関、予算措置方法等について確認する。また、同負担事項を実施するために必要な経費を算出し、当国政府と共有する。

- 1) 事業サイトの用地の確保及びこれにかかる住民補償
- 2) 事業サイト建設用地内の支障物件の移設
- 3) 環境影響評価の実施と許可の取得
- 4) 沿道商業施設の建設工事中の代替地の確認または補償
- 5) 環境チェックリストの作成と環境モニタリングシートの作成
- 6) 建設許可の取得
- 7) 政府負担事項に係る予算確保
- 8) カウンターパートの配置と経費負担
- 9) 完工後の維持管理・運営
- 10) 建設後の環境モニタリング

（2 2）事業評価と運用・効果指標の提案

本事業について、1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、原則事業完成後2年をめどとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。

なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、①交差点流入日交通量、②所要時間の短縮、③旅客及び貨物輸送量等を想定している。

（2 3）STEP 適用可能性の検討

同地域・セクターにおける本邦企業の関心や本邦技術の優位性等に係る調査結果を踏まえ、本事業においてSTEPの適用可能性を、関連する法規制及び本邦企

業との個別面談等を踏まえた上で提案する。なお、適用可能な場合は、JICA が定める「円借款・本邦技術活用条件（STEP）にかかる運用ルール」に沿って、本邦調達比率（3割以上）やその比率の中に含まれる日本原産の資機材・プラン名、想定される概算事業費、入札関心企業（主契約者として）等を報告書に記載する。

（24）本邦技術活用に関する本邦企業との意見交換会の実施支援

ドラフト・ファイナル・レポート作成までの間に JICA 主催により開催する本邦企業との意見交換会において、詳細計画の TOR、工法、契約形態、施工計画等について説明し、本邦企業からの質問に対応する。意見交換会実施後、JICA の指示に基づいて、計画等に対する必要な修正を行う。

（25）本邦招へいの実施

本事業の円滑な実施のため、当国政府及び実施機関の関係者を本邦に招へいすることが適切と考えられる場合、被招へい者の選定、時期、実施内容等につき、JICA との相談の上、実施する。

（26）次期案件形成の検討

コートジボワールの開発政策、道路セクターの開発計画等の上位計画及び JICA が技術協力を通じて策定した M/P 等を踏まえ、本事業の後続案件として実施することで相乗効果が期待される案件を JICA に提案する。提案案件については、案件概要、各計画における位置づけ、実現可能性等を簡潔にまとめる。

（27）安全対策

コートジボワールにおいて予見される脅威と、これへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

（28）気候変動対策

温室効果ガスの排出削減や気候変動の影響によるリスクの評価と対策を可能な範囲で検討する。

（29）準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、コートジボワール政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

（30）準備調査報告書の作成

コートジボワール政府関係者等へのドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議を踏まえ、ファイナル・レポートを作成する。

7. 成果品等

（1）報告書・技術成果品

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は4) 準備調査報告書及び5) デジタル画像集とする。

各報告書の当国政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に関連資料を提出し、説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：2017 年 8 月上旬

部 数：和文 5 部、仏文 10 部（簡易製本）

2) インテリウム・レポート

記載事項：事業の背景・経緯、対象道路の現況調査と課題の抽出、概略設計と最適案の選定等

提出時期：2017 年 10 月下旬

部 数：和文 5 部、仏文 10 部（簡易製本）

3) 準備調査報告書（ドラフト）（ドラフト・ファイナル・レポート）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2018 年 2 月中旬

部 数：和文 5 部、英文 10 部、仏文 10 部（簡易製本）

4) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2018 年 3 月末

部 数：和文 7 部、英文 12 部、仏文 12 部（製本）、CD-R5 部

※ファイナル・レポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むことから、調査終了後速やかに公開するため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版も作成する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上、決定する。

- ・コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報。
- ・実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報。
- ・民間企業の事業や財務に関する情報。

5) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R3 部

(2) その他の提出物

1) 議事録等

各報告書に係る同国政府との協議概要を協議議事録（M/M）に取り纏め、JICA に速やかに提出する。JICA が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、議事録案（JICA が指定する様式による）にとりまとめ、会議開催後 3 日以内に JICA に提出する。

2) 調査業務報告書

JICA の規定により調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日までに JICA に提出する。和文にて調査進捗状況の要約（2~3 枚程度）を作成し毎週メールにて監督職員に提出する。

3) 当国政府への提出文書

同国政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

4) その他

上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

(3) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。準備調査報告書については、調査結果の概要を 10 ページ程度に取り纏め、本文と色違いで和文要約、英文・仏文サマリーの最初の部分に入れること。
- 2) 表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文及び仏文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーによる校閲を受けること。
- 3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- 4) 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 5) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2017年7月下旬より業務を開始し、2017年7月下旬又は8月上旬より現地調査を行う。2017年10月下旬にインテリウム・レポートを提出し、2018年2月中旬に準備調査報告書（ドラフト）を、2018年3月末を目途に準備調査報告書を作成・提出する。なお、契約期間は2017年7月下旬から2018年4月下旬を目指としている。

年	2017						2018			
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
国内作業	■			■■■		■■■	■	■	■	
現地作業 (JICA 調査団)		■■■■■			■■■■■		■■■■■	■■■■■	■■■■■	
報告書	IC/R	▲			IT/R	▲			DF/R	▲

IC/R: Inception Report

IT/R: Interim Report

DF/R: Draft Final Report (準備調査報告書（ドラフト）)

F/R: Final Report (準備調査報告書)

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 約 60.75M/M

（2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／都市交通計画又は道路計画（2号）
- 2) 道路計画又は都市交通計画（ただし、1) と異なる分野であること）（3号）
- 3) 地域開発／社会調査
- 4) 道路設計（排水を含む）
- 5) 構造物・橋梁設計（上部工）（景観を含む）（3号）
- 6) 構造物・橋梁設計（下部工）
- 7) 交通調査・需要予測・経済財務分析
- 8) 積算・調達事情調査
- 9) 施工計画
- 10) 自然条件調査（測量、気象）
- 11) 自然条件調査（土質、地質）
- 12) 環境社会配慮（環境）
- 13) 環境社会配慮（社会）

14) 業務調整／実施体制

(3) 通訳

現地での通訳の傭上を認める。必要経費を見積書に記載すること。なお本経費は別見積で計上すること。

3. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

- (1) 気象調査
- (2) 地形調査
- (3) 地質調査、地盤調査
- (4) CBR 試験
- (5) 埋設物調査
- (6) 交通調査
- (7) 簡易住民移転計画案作成

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. 配布・閲覧資料

(1) 配布資料

- 1) The project for the development of the urban master plan in greater Abidjan (SDUGA) Final Report (March 2015)
- 2) 「西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスター・プラン策定プロジェクト」
関連資料
- 3) Abidjan Urban Transport Project, Project Appraisal Report, African development bank group

(2) 閲覧資料

閲覧希望時の連絡先は、アフリカ部アフリカ第四課小崎（03-5226-8291）又は和田（03-5226-8294）まで。

- 1) The Minutes of Meetings on the mission for the preparatory survey on Project for Construction of Three Intersections in Abidjan in the Republic of Côte d'Ivoire agreed upon between the government of the Republic of Côte d'Ivoire and the Japan International Cooperation Agency (signed on April 7 2017)
- 2) コートジボワール政府による対象交差点フィージビリティ・スタディ報告書

5. 機材の調達

本調査の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の

取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。
業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 安全管理

現地作業期間中には安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAコートジボワール事務所、在コートジボワール日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制にし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に業務従事者全員を登録すること。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以 上

